

復命書

* 我が国が直面する学校統廃合特別講座

学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化する事が懸念される。

この様な中、公立小中学校の設置者である各市町村においては、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりの為の方策を継続的に検討、実施していくことが求められています。その際、学校統合により魅力ある学校づくりを行う場合や、小規模校のデメリットの克服を図りつつ学校の存続を選択する場合等の複数の選択肢があると考えられます。

新教育委員会制度では、

* 新教育委員長

教育長と教育委員長を一本化

* 総合教育会議

全ての自治体に総合教育会議を設置

* 大綱

教育に関する大綱を首長が策定

* 学校の適正規模・適正配置 関係法令

学校教育法

第三十八条 市町村は、その区域内にある学齡児童を就学させる小学校を設置しなければならない。中学校については（第 49 条）において準用。

これらのことを踏まえ、わが市におけるこれからの中学校統合問題には種々の問題点があります。

統合先がここありき！東南海・南海沖地震が発生した場合 10 m の津波が襲来する状況の下で、生徒たちの命の保証問題！

そして、借地の問題！年間 2000 万とも聞く、10 年借りれば 2 億円！ずっと借り続けるでしょう！

膨大な借地料を支払わなければなりません。私は決して統合に反対ではありません。移転先は今一度、充分に考え直す必要があると考えます。市民の皆様にお知らせすれば必ずや、反対のご意見が大多数を占めるでしょう！

宇野博治